

簡易型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 21 日

黒石市長 高 樋 憲

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 担 当 課 | 文化スポーツ課 |
| (2) 工 事 番 号 | 黒教美 第 1 号 |
| (3) 工 事 名 | (仮称) 黒石市立子ども美術館整備工事（建築工事） |
| (4) 工 事 場 所 | 黒石市大字黒石字砂森 地 内 |
| (5) 工 期 | 令和 8 年 3 月 13 日 まで |
| (6) 工 事 概 要 | ※ <建築工事一式>
① 旧黒石小学校校舎等を改修し、体育館を解体するもの。
② 校舎改修
③ 体育館解体
④ 外構整備等 |
| (7) 予 定 価 格 | ¥ 338,030,000 - |
| (8) 入札書比較価格 | ¥ 307,300,000 -
(予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額) |

2 入札参加資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく**特定建設業の建築工事業**の許可を受けていること。
- (3) 黒石市建設業者指名停止要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 黒石市指名競争入札の参加資格申請をした者であるほか、令和6・7年度青森県有資格建設業者名簿に登載されており、**建築一式工事の等級がA級以上**に格付けされていること。
- (5) 弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡又は中津軽郡に本店を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）
- (7) 次のいずれにも該当する専任の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できること。
ア この工事に対応する国家資格を有する者。
イ 当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。
(建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加資格審査申請日以前の3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。)

3 参加申請

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる申請書及び関係書類 1 部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。

なお、期限までに申請書及び関係書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- ① 黒石市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② 最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（A 4 判）
- ③ 配置予定技術者調書（様式第 2 号）
- ④ 施工実績調書（様式第 3 号）
- ⑤ 添付書類
 - ・記載技術者の技術検定合格証明書の写し、資格等を確認できる書類
 - ・記載技術者が申請者に常時雇用されている者であることが確認できる書類の写し
 - ・施工実績が確認できる契約書の写し

注意事項

- ・配置予定技術者調書には、受注時に配置できる技術者を記載すること。
- ・同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、入札辞退届により直ちに当該入札の辞退を行うこと。

ただし、他の工事を落札し予定技術者を配置することができなくなったときにおいて、既に提出されている入札書については、無効扱いとするので申し出を行うこと。（同日の入札で申し出のいとまがない場合は、落札した業者が提出し、かつ落札した工事より後に開札される入札書については申し出を待たず無効扱いとする。）

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合においては、黒石市建設業者指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、業務要件の緩和に該当する場合は、この限りでない。

- (2) 提出先 黒石市役所 1 階 総務部財産管理室 電話52-2111 内線142
- (3) 受付期間 令和 7 年 4 月 22 日（火）から
令和 7 年 4 月 30 日（水）まで
ただし、閉庁日を除く。
- (4) 受付時間 午前 8 時15分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
ただし、受付最終日においては、午前 8 時15分から正午までとする。
- (5) 提出方法 財産管理室へ直接持参すること。
- (6) その他
 - ① 申請書及び関係書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書等は返却しない。
 - ③ 提出された申請書等の差し替え、訂正及び再提出は認めない。
 - ④ 提出された申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書及び関係書類の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 5 月 1 日までに決定し、同日付けで黒石市簡易型一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 4 号）により F A X で連絡し、入札参加資格がないと認められた者には郵送による通知も行う。

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。

- ① 提出先 黒石市役所 1 階 総務部財産管理室
- ② 提出期限 令和 7 年 5 月 7 日（水）正午まで
- ③ 提出方法 持参により提出する。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。

5 設計図書の販売

- (1) 設計図書を有料販売するので、入札参加を希望する者は指定の日時に購入すること。
- (2) 設計図書等の販売価格 ￥1,100- （税込）

6 設計図書に対する質問

- (1) 設計図書に対する質問がある場合は、次のとおり、質疑応答書（様式第 5 号）を提出すること。

- ① 提出先 財産管理室 FAX 0172-52-6191
- ② 提出期間 令和 7 年 5 月 2 日（金）から
令和 7 年 5 月 16 日（金）まで
- ③ 提出時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時まで
ただし、最終日は、午前 8 時 15 分から正午までとする。
- ④ 提出方法 FAX により提出するものとし、それ以外は受け付けないものとする。
また、送信時には財産管理室へ電話で確認すること。

- (2) 質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時までに、入札参加者全員に回答する。

7 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 8 時 30 分
- (2) 場所 わのまちセンター 1 階 イベントホール

8 入札方法等

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。
- (2) 宛先 〒036-0396 黒石市大字市ノ町 1 1 - 1
黒石市総務部財産管理室 行
- (3) 到着期限 令和 7 年 5 月 29 日（木） （必着のこと）
- (4) 郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによる。
- (5) 入札書の日付は、開札の日を記入すること。

- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の執行回数は、1回とする。

9 入札及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。

ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは市長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により入札辞退届を提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日必着とする。

11 積算内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札価格決定の根拠となった積算金額を記載した積算内訳書を同封して提出すること。
- (2) 積算内訳書の内容は、設計図書に定めるところによること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する積算内訳書は、無効とする。
 - ① 積算内訳書の金額、名称若しくは氏名、印影若しくは重要な文字が脱落し、若しくは識別しがたいもの
 - ② 市の指定する方法によらず作成されたもの
 - ③ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの
 - ④ その他、明らかに誠実さを欠いて作成されたと認められるもの
- (4) 提出された積算内訳書は、引換え、撤回、又は修正することができない。

12 入札条件

- (1) 黒石市契約規則に規定する入札心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者が1名のときは、入札を行わない。

13 入札（開札）の立ち会い

入札（開札）にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から、入札立会人2名を決定し、入札立会依頼書を送付するので、依頼を受けた者（法人にあっては代表者又はその代理人）は、入札（開札）に立ち会うこと。

ただし、予定された立会人が入札（開札）に立ち会わなくなったときには、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

1 4 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札、有効な積算内訳書の提出のない者のした入札及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 5 落札者の決定方法

最低制限価格を設定するので、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 6 落札者への連絡

落札者には、開札終了後、直ちに電話連絡します。

落札者は、契約内容を確認のうえ、契約手続きを行うこと。

1 7 契約の締結時期

落札決定の日から7日以内に契約書を取り交わす。

ただし、落札者からの申出により、契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

1 8 その他

(1) 現場説明会は実施しない。

(2) 前金払は、請負代金額の10分の4以内の額を請求することができる。

(3) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、黒石市建設業者指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 入札参加者は、入札の概要、設計図書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。